

○八王子市休日歯科応急診療事業実施要綱

昭和 52 年 11 月 1 日施行

改正 平成25年 4 月 1 日
平成30年 4 月 1 日

平成28年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人東京都八南歯科医師会（以下、「八南歯科医師会」という。）の協力を得て、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで。）（以下、「休日」という。）における急病患者に対する休日歯科応急診療事業を実施することにより、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 休日歯科診療事業は、次の各号に掲げる内容で実施する。

(1) 施設

八王子市は、休日歯科診療事業の実施について、八南歯科医師会と協議の上、休日における急病患者に対し応急診療を行う休日歯科応急診療所（以下「診療所」という。）を次のとおり確保する。

診療所名称 八南歯科医師会八王子市休日歯科応急診療所
診療所所在地 東京都八王子市台町四丁目 33 番 13 号
小児・障害メディカルセンター夜間救急棟 2 階

(2) 診療内容

休日における診療内容は、歯科の急病患者に対する応急診療とする。

(3) 診療時間

診療時間は、午前 9 時から午後 5 時までの 8 時間とする。

(4) 診療受付

診療受付は、来所によるものとし、受付は午後 4 時までとする。

(5) 診療体制

- ア 診療所は、歯科医師 1 人を含む 3 人を 1 医療単位とし、日曜日及び祝日は 1 医療単位、5 月連休は 2 医療単位で実施するものとする。
- イ 年末年始は 2 医療単位に加え、医師を増員して実施することとし、内容については協議により決定する。

(6) 診療費等

診療報酬は、当該診療所の収入とする。

(7) 費用負担等

- ア 診療所における設備及び機器の保守点検に係る費用は、原則として市が負担するものとし、診療所における光熱水費、電話料及びその他の事業実施に必要な医薬消耗品等の購入に係る費用は、八南歯科医師会が負担するものとする。

(実施方法)

第3条 八王子市は、第1条の目的を達成するため、休日歯科診療事業を八南歯科医師会に委託し、八南歯科医師会はこれを開設する。

(保険証等の提出)

第4条 急病者が社会保険等により診療を受ける場合は、保険証を事前に提出させるものとする。

(広報)

第5条 八王子市は、関係機関と連携の上、住民の利用案内について、市広報及びホームページ等でその周知徹底を図る。

(委託料)

第6条 委託料は、次の各号に掲げる内容を基準として算出するものとする。

- (1) 1休日1医療単位を基礎とする。
- (2) 5月連休及び年末年始は2医療単位とする。
- (3) 5月連休には特別加算をする。
- (4) 9月連休には特別加算をする。
- (5) 年末年始には特別加算をする。

(事務費)

第7条 休日歯科診療事業実施に伴う請求、精算その他の事務費は、月例事務費及び1休日事務費を基礎とし、合算して算出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。